

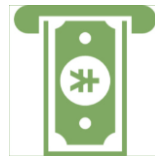
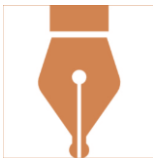
Scholarship

Support

大学等卒業後、利根町に居住する方の

奨学金の返還を 補助します！！

利根町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学等卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施します。



対象者

- ・奨学金の返還開始から基準日（1月1日）まで継続して町内に住所を有する方
- ・補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
- ・次のいずれかに該当する方
 - ア 常時雇用者
 - イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者
 - ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現に求職中の方

対象奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（1種、2種）
- ・茨城県奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ）

補助金額

毎年1月1日を基準日とし、
その前年（1月～12月）に返還した奨学金の額

上限20万円/年

補助対象期間

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

**最大
200万円**

※その他所定の要件がございます。詳細は裏面または担当課へお問い合わせください。



お問い合わせ先

利根町役場 政策企画課地域振興係 〒300-1696 利根町布川841-1
TEL:0297-68-2211 MAIL:chiiki@town.tone.lg.jp

詳細は裏面へ→

利根町奨学金返還支援補助金

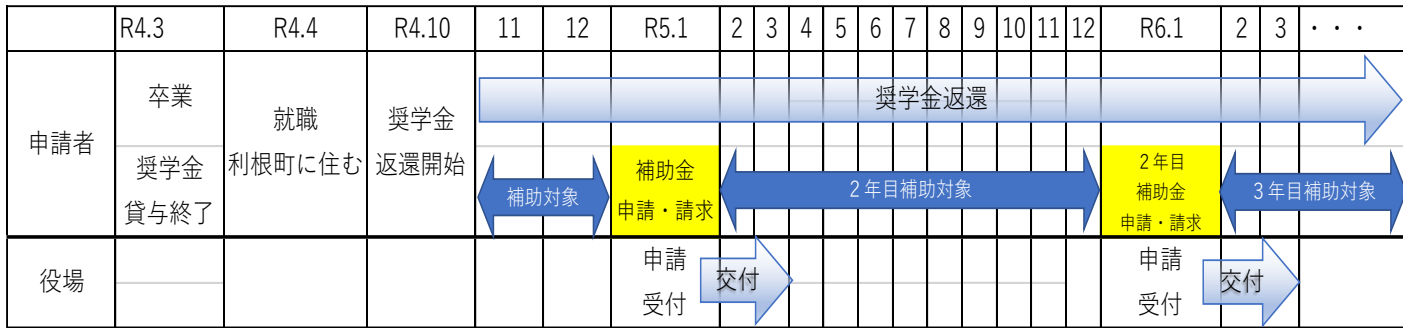
《申請受付期間》

令和5年1月4日（水）～令和5年1月31日（火）必着

必要書類を揃えて、利根町役場 政策企画課へ提出してください。

申請書類は利根町公式ホームページからダウンロードするか利根町役場政策企画課までお問い合わせください。

《申請の流れ》



《対象要件》

以下の①～⑥のすべてを満たす方

- ① 高校等程度以上の学校を卒業し、奨学金の貸与を受けた方
- ② 奨学金の返還開始から基準日（1月1日）まで継続して町内に住所を有する方
- ③ 補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者、又は前年度申請者
- ④ 町税等に滞納がないこと
- ⑤ 次のいずれかに該当する方
 - ア 常時雇用者
 - イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）
 - ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現に求職中の方

※求職中の方は初年度の1回のみ申請可能とし、翌年度の申請までに常時雇用で就業した場合は引き続き補助を行う。
- ⑥ 公務員でない方、独立行政法人等に雇用されていない方

《補助金の額》

毎年1月1日を基準日とし、その前年（1月～12月）に返還した奨学金の額
上限20万円／年

※奨学金の返還開始が令和4年10月からの場合、

令和4年10月～令和4年12月までの返還金額が補助対象となります。

《補助対象期間》

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

《申請方法》

毎年度申請が必要となります。

必要書類を揃えて、利根町役場 政策企画課へ提出してください。

- ・ 利根町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 申請者が大学等を卒業したことを証する書類
- ・ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- ・ 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類の写し
- ・ 奨学金の返還の事実を証する書類の写し
- ・ 就業証明書（様式第2号）又は求職中であることを証する書類の写し